大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

大田市職員の給与の特例に関する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
大田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和７年３月２４日

大田市長　楫野弘和

大田市条例第１号

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、市長、副市長及び教育長の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（市長の給与に関する特例）

第２条　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）における市長の給料月額は、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成１７年大田市条例第４５号。以下「特別職給与条例」という。）第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の１００分の２０に相当する額を減じて得た額とする。

（副市長の給与に関する特例）

第３条　特例期間における副市長の給料月額は、特別職給与条例第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の１００分の１５に相当する額を減じて得た額とする。

（教育長の給与に関する特例）

第４条　特例期間における教育長の給料月額は、特別職給与条例第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。

（市長、副市長及び教育長の期末手当の適用除外）

第５条　前３条の規定は、特別職給与条例第３条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に在職する市長が、令和７年４月１日から同年１０月２９日までの間において引き続き在職する場合にあっては、第２条中「１００分の２０」とあるのは、「１００分の３０」とする。

３　この条例は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。

大田市条例第２号

大田市職員の給与の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の給与の特例）

第２条　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの間における大田市職員の給与に関する条例（平成１７年大田市条例第４８号。以下「給与条例」という。）第３条第１項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、給与条例第３条及び第４条（以下「給与条例第３条等」という。）の規定にかかわらず、給与条例第３条等の規定により定める額から、当該額に次の表の級欄に対応する同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、当該額から当該端数を切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額は、給与条例第３条等の規定により定められる額とする。

級	割合
3	１００分の２
4	１００分の３
5	１００分の４
6	１００分の６
7	１００分の７

（企業職員の給与の特例）

第３条　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの間における大田市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１７年大田市条例第２１５号）第２条第１項の適用を受ける職員の給料月額は、前条の例による。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。

大田市条例第３号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年大田市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

３　市長	大田市子ども医療費助成条例（平成１７年大田市条例第１０９号）による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２を次のように改める。

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
１　市長	大田市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	⑴　地方税関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第９号。以下「命令」という。）第２条の表に規定する地方税関係情報をいう。） ⑵　住民票関係情報（命令第２条の表に規定する住

		民票関係情報をいう。）
		⑶　生活保護関係情報（命令第２条の表に規定する生活保護関係情報をいう。）
		⑷　中国残留邦人等支援給付関係情報（命令第２条の表に規定する中国残留邦人等支援給付関係情報をいう。）
		⑸　外国人生活保護関係情報（命令第２条の表１６１の項第４欄に掲げる特定個人情報をいう。）
		⑹　都道府県知事又は政令指定都市の長が交付する療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）に関する情報

		⑺　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳に関する情報 ⑻　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報 ⑼　医療保険給付関係情報（命令第２条の表に規定する医療保険給付関係情報をいう。）
２　市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	命令第２条の表４２の項第４欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
３　市長	大田市子ども医療費助成条例による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	⑴　医療保険給付関係情報 ⑵　生活保護関係情報 ⑶　外国人生活保護関係情報

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第４号

大田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（大田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　大田市職員の給与に関する条例（平成１７年大田市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第１９条の２第３号及び第４号、第１９条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正）

第２条　大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成１７年大田市条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第３条　大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１７年大田市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（大田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する条例第１９条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

大田市条例第５号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年大田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項を削り、同条第５項中「、第３項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第４項とする。

第５条第１項中「第８条、第８条の３、第１２条から第１４条まで及び第２０条」を「第８条の３及び第１２条から第１４条まで」に、「、第１３条から第１５条まで及び第２０条」を「及び第１３条から第１５条まで」に改め、同条第２項中「及び第１９条」を「、第１９条及び第２０条」に、「「１００分の１７２．５」」を「「１００分の９５」と、職員給与条例第２０条第２項中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大田市条例第６号

大田市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の勤務時間に関する条例（平成１７年大田市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第２項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の大田市職員の勤務時間に関する条例第１０条第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

大田市条例第７号

大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の休日及び休暇に関する条例（平成１７年大田市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「（配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を、「定める者」の次に「（第１２条の３第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１２条の２の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１２条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

３　任命権者は、職員が第１項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１２条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大田市条例第８号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成１７年大田市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第７条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項を次のように改める。

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円とする。

第７条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第８条を次のように改める。

第８条　削除

第８条の２第２項第３号中「１００分の１５」を「１００分の１２」に改め、同項第４号中「１００分の１２」を「１００分の８」に改め、同項第５号中「１００分の１０」を「１００分の４」に改め、同項第６号及び第７号を削る。

第８条の３第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第９条の２第３項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第１８条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。

）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「各号に定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000

19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	

49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		

79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				

	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

第２条　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であ

ったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第３条　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第４条　切替日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第７条の規定の適用については、同条第２項中「⑸　重度心身障害者」とあるのは

「⑸　重度心身障害者

⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第５条　改正後給与条例第９条の２第３項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の規則への委任）

第６条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第２条関係）

号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新　　号　　給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12

29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42

59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		

89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

大田市条例第９号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年大田市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大田市条例第１０号

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年大田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「第１４０条の６６第１号ロ⑵」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

第４条第１項中「職員の員数」を「職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「前項」を「第１項」に、「１の」を「一の」に改め、同項第１号及び第２号中「前項第１号から第３号までに」を「第１項各号」に改め、同項第３号中「前項第１号」を「第１項第１号」に、「前項第２号」を「同項第２号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第１１号

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年大田市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条の７第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第１８３条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第１８３条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第１２号

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年大田市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第９０条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第９０条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第１３号

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２７年大田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３６条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第１５条第１号中「第１４０条の６６第１号ロ⑵」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

第３６条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第１４号

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年大田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３１条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第３１条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第１５号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成１７年大田市条例第１１８号）の一部を次のように改正する。

第１２条の６中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１２条の６の１２中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第１５条の２第１項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６万円」に改め、同条第３項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第４項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１５条の５第１項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第４項及び第５項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第７項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第８項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大田市国民健康保険条例の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大田市条例第１６号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例（平成１７年大田市条例第１７９号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１４号を第１５号とし、第１３号を第１４号とし、第１２号を第１３号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑿　施設整備助成金　認定企業が事業の用に供する建物の整備費用に対する助成金をいう。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

助成金の種類	対象者	申請時の増加常用従業員数	助成金の額	限度額	助成対象期間
投資助成金	第４条第３項第２号アに掲げる事業を営む認定企業	３人～４人	投下固定資本額に０．１０を乗じて得た額	投資助成金と雇用助成金の合計額５，０００万円	操業開始から３年以内
		５人～６人	投下固定資本額に０．１５を乗じて得た額		
		７人～９人	投下固定資本額に０．２０を乗じて得た額		
		１０人以上	投下固定資本額に０．２５を乗じて得た額		

雇用助成金	第４条第３項第２号アに掲げる事業を営む認定企業	３人以上	規則で定めるところにより算定した増加常用従業員数に２０万円を乗じて得た額		
	第４条第３項第２号（アを除く。）に掲げる事業を営む認定企業	３人以上	規則で定めるところにより算定した増加常用従業員数に５０万円を乗じて得た額	雇用助成金と施設整備助成金の合計額５，０００万円（うち、施設整備助成金は５００万円）	
施設整備助成金	第４条第３項第２号（アを除く。）に掲げる事業を営む認定企業	３人以上	当該事業の用に供する建物の整備にかかる費用（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）に０．５を乗じて得た額		
通信回線使用助成金	第４条第３項第２号（アを除く。）に掲げる事業を営む認定企業	３人以上	通信回線（当該事業の用に供された回線数、延長又は容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に０．５を乗じ	１年につき１，０００万円	助成対象事業開始日から８年以内

			て得た額		
家賃等助成金	第４条第３項第２号（アを除く。）に掲げる事業を営む認定企業	３人以上	当該事業の用に供され、月額又は年額で契約された建物の賃借料及び賃貸契約に明示された共益費の合計額（敷金礼金など入居の際に必要となる一時金や共益費のうち使用実績により負担額が確定するもの並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。）に０．５を乗じて得た額		

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の大田市企業立地奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に認定を受けた企業について適用し、同日前に認定を受けた企業については、なお従前の例による。

大田市条例第１７号

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例（令和３年大田市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第７条関係）

施設区分	開館時間	休館日
農林水産物・特産品等販売施設 賑わい広場	午前９時から 午後７時まで	なし
観光案内施設	午前９時から 午後５時まで	
飲食施設	午前１１時から 午後８時まで	
イベント施設	午前７時から 午後１０時まで	
RV パーク	午後３時から 翌日午前１０時まで	
多目的広場 ドッグラン	午前６時から 午後７時まで	
休憩・情報発信施設 公衆トイレ 電気自動車充電施設 駐車場	終日	

別表第２を次のように改める。

別表第２（第８条、第１１条関係）

施設	区分	利用単位	利用料金
イベント施設（放送設備を	営利目的	午前（午前９時から正午まで）	３，３００円

含む。）		午後（正午から午後５時まで）	５，５００円
		夜間（午後５時から午後９時まで）	５，６００円
	非営利目的	午前（午前９時から正午まで）	１，２００円
		午後（正午から午後５時まで）	２，０００円
		夜間（午後５時から午後９時まで）	２，０００円
	時間延長	１時間	各区分１時間当たりの金額を加算
飲食施設のうち加工室	営利目的	１時間	４００円
	非営利目的	１時間	２００円
	急速凍結機利用	１時間	６００円を加算
	真空包装機利用	１時間	６００円を加算
賑わい広場のうち屋根通路への出店（１区画）	業者による営業	１日	売上額の１０％又は４，４００円の高い額
	飲食提供 食品販売 （業者による営業を除く。）	１日	売上額の１０％又は２，２００円の高い額

	農産品販売（業者による営業を除く。）	１日	売上額の１５％又は６００円の高い額
	非営利目的	１日	無料
	上記以外	１日	売上額の５％又は６００円の高い額
屋根通路以外への出店	屋根通路出店の各区分	１日	各区分金額の８０％相当額
臨時駐車場（駐車場用途以外）	営利目的	１日	１１，０００円
	非営利目的	１日	２，２００円
RV パーク（１台分）	車中泊料金（充電設備・ゴミ処分費を含む。）	１泊	２，８００円
	汚水処理・生活用水給水設備	１泊	４００円
備品使用	折りたたみイス	１日・１０脚以下	無料
		１日・１０脚以上５０脚毎	１５０円
	テント	１日・１張	２５０円

備考

１　高校生以下の利用は、この表に定める額の５割相当額とする。

２　イベント施設について、リハーサル・準備・片付けに利用する場

合は、表に定める額の５割相当額とする。

3　大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の２割相当額を加算する。ただし、RV パークは除く。

4　「売上額」とは、利用者が得た対価の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

5　１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6　利用時間が１時間未満であるときは、１時間とし、利用時間が１時間を超える場合において１時間未満の端数があるときは、これを１時間として計算する。

7　利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

大田市条例第１８号

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２４年大田市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「第２１条」を「第２２条」に改める。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

大田市条例第１９号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

第１条　大田市手数料条例（平成１７年大田市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「別表第４の３」を「別表第４の５」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第２条関係）

建築関係

<table>
<tr><td colspan="3">種類</td><td>単位</td><td>金額</td></tr>
<tr><td rowspan="6">１　法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請</td><td rowspan="4">⑴　床面積の合計（⑵に掲げる場合を除く。）</td><td>３０m²以内</td><td>１件につき</td><td>５，０３０円</td></tr>
<tr><td>３０m²を超え１００m²以内</td><td>１件につき</td><td>９，０５０円</td></tr>
<tr><td>１００m²を超え２００m²以内</td><td>１件につき</td><td>１４，０００円</td></tr>
<tr><td>２００m²を超え３００m²以内</td><td>１件につき</td><td>１９，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵　法第８７条の４の昇降機の設置を含む場合</td><td>ア　昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）</td><td>１基につき</td><td>⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に９，０３０円を加算した額</td></tr>
<tr><td>イ　確認又は審査を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合</td><td>１基につき</td><td>⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に５，０３０円を加算し</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>た額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　構造計算適合性判定を要する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請</td><td>構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの</td><td>床面積の合計</td><td>３００m^2以内のもの</td><td>１件につき</td><td>１の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に１６１，０００円を加算した額</td></tr>
<tr><td>構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの</td><td>床面積の合計</td><td>３００m^2以内のもの</td><td>１件につき</td><td>１の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に２１３，０００円を加算した額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３　法第８７条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請</td><td colspan="3">⑴　建築設備を設置する場合（⑵に掲げる場合を除く。）</td><td>１の建築設備につき</td><td>９，０３０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑵　確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</td><td>１の建築設備につき</td><td>５，０３０円</td></tr>
<tr><td>４　法第７</td><td colspan="2">⑴　床面積の合</td><td>３０m^2以内</td><td>１件につ</td><td>１０，０００</td></tr>
</table>

条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請	計（(2)に掲げる場合を除く。）		き	円
		３０ｍ^{2}を超え１００ｍ^{2}以内	１件につき	１２，０００円
		１００ｍ^{2}を超え２００ｍ^{2}以内	１件につき	１６，０００円
		２００ｍ^{2}を超え３００ｍ^{2}以内	１件につき	２２，０００円
	(2)　完了検査を受けようとする建築物が、法第７条の３第１項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第１８条第２９項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この表において「中間検査を受けた場合」という。）	３０㎡以内	１件につき	９，０００円
		３０㎡を超え１００㎡以内	１件につき	１１，０００円
		１００㎡を超え２００㎡以内	１件につき	１５，０００円
		２００㎡を超え３００㎡以内	１件につき	２１，０００円
	(3)　法第８７条の４の昇降機の設置を含む場合		１基につき	(1)の区分（中間検査を受けた場合にあっては、(2)の区分）に従い、それぞれ当該手数

				料の額に１３，０００円を加算した額
５　法第７条の３第１項の規定に基づく中間検査又は法第１８条第２９項の規定に基づく検査申請	床面積の合計	３０㎡以内	１件につき	９，０３０円
		３０㎡を超え１００㎡以内	１件につき	１１，０００円
		１００㎡を超え２００㎡以内	１件につき	１５，０００円
		２００㎡を超え３００㎡以内	１件につき	２０，０００円
６　法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請	６　法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請	６　法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請	１の建築設備につき	１３，０００円
７　法第８８条第１項又は第２項において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請	７　法第８８条第１項又は第２項において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請	⑴　工作物を築造する場合（⑵に掲げる場合を除く。）	１の工作物につき	８，０５０円
		⑵　確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	１の工作物につき	４，０２０円
８　法第８８条第１項又は第２項において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請	８　法第８８条第１項又は第２項において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請	８　法第８８条第１項又は第２項において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請	１の工作物につき	９，０５０円
９　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１８条第３８項第１号若しくは	９　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１８条第３８項第１号若しくは	９　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１８条第３８項第１号若しくは	１件につき	１２０，０００円

第２号（法第８７条の４又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請			
１０　法第４３条第２項第１号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請		１件につき	２７，３００円
１１　法第８５条第６項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請		１件につき	１２０，０００円
１２　法第８６条第１項の規定に基づく１団地の建築物（２以上の構えを成すものにあっては、総合的設計によって建築等をするものに限る。）の特例の認定申請	(1)　建築物の数が２以下である場合	１件につき	７８，３００円
	(2)　建築物の数が３以上である場合	１件につき	７８，３００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額
１３　法第８６条第２項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請	(1)　建築物（既存建築物を除く。）の数が１である場合	１件につき	７８，３００円
	(2)　建築物（既存建築物を除く。）の数が２以上である場合	１件につき	７８，３００円に１を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算し

			た額
１４　法第８６条の２第１項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請	(1)　建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数が１である場合	１件につき	７８，３００円
	(2)　建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数が２以上である場合	１件につき	７８，３００円に１を超える建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額
１５　法第８６条の５第１項の規定に基づく１の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請		１件につき	６，４８０円に現に存する建築物の数に１２，０００円を乗じて得た額を加算した額
１６　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下この表において「政令」という。）第１３７条の１２第６項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		１件につき	２７，３００円
１７　政令第１３７条の１２第７項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用		１件につき	２７，３００円

除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		

備考

１　この表において「法」とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）をいう。

２　この表の１の部の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積

イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

ウ　建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１

エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１

３　この表の２の部の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。

４　この表の４の部の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。

別表第４の２を次のように改める。

別表第４の２（第２条関係）

建築関係のその２

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定申請（長期優良住宅法第５条第１項から第５項）又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請（同条第６項及び第７項）</td><td colspan="2">建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合</td><td>１件につき</td><td>４５，０００円（確認書等の提出がある場合にあっては、１２，０００円）</td></tr>
<tr><td>建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の</td><td>床面積の合計が３００m²以内のもの</td><td>１件につき</td><td>１０４，０００円（確認書等の提出がある場合にあっては、２２，０００円）を１の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額（その額に１００</td></tr>
</table>

	場合			円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合		１件につき	６７，０００円（確認書等の提出がある場合にあっては、１８，０００円）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅	床面積の合計が３００m^2以内のもの	１件につき	１５７，０００円（確認書等の提出がある場合にあっては、３３，０００円）を認定申請数で除して得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

	が共同住宅等の場合			
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第９条第１項の規定による申請に係るものを除く。）（長期優良住宅法第８条第１項）	建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が新築しようとする建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合		１件につき	２３，０００円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、６，０００円）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合	建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する１の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が３００ｍ^{2}以内のもの	１件につき	１０４，０００円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、２２，０００円）を変更認定申請数（１の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築

				等計画の変更の認定の申請の数をいう。以下同じ。）で除して得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合		１件につき	３４，０００円（変更後の建築等計画又は維持保全計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、９，０００円）
	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する１の建築物の当該建築等計画又は当該維持保	１件につき	１５７，０００円（変更後の建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に係る確

	定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合	全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が３００ｍ^{2}以内のもの		認書等の提出がある場合にあっては、３３，０００円）を変更認定申請数で除して得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
長期優良住宅法第６条第２項（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に係る適合審査申請			１件につき	建築等計画の認定を受けようとする住宅又は建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準

		法施行条例（昭和４８年島根県条例第２０号）第１１条及び第１３条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第１１条及び第１３条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第１１条の規定の例によ

		り算出した額）
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第９条第１項及び第３項の規定によるものに限る。）	１件につき	３，０００円
長期優良住宅建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認申請（長期優良住宅法第１０条）	１件につき	３，０００円

備考

１　この表において「法」とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）をいう。

２　この表において「長期優良住宅法」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）をいう。

３　この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第３項に規定する確認書又は同法第５条第１項に規定する住宅性能評価書をいう。

別表第４の３を次のように改める。

別表第４の３（第２条関係）

建築関係のその３

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
低炭素建築物新築等計画の認定等に係る	⑴　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下この表において「法」という。）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築	

手数料	物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定（以下この表において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア　計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合 （ア）　当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この号及び次号において「省令」という。）第１０条第２号イ⑴及び同号ロ⑴の基準（以下この号及び次号において		

	「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	３４，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	３８，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	（イ）　当該住宅について省令第１０条第２号イ⑵及び同号ロ⑵の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１８，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	（ウ）　当該住宅について省令第１０条第２号イ⑴及び同号ロ	

	⑵の基準又は省令第１０条第２号イ⑵及び同号ロ⑴の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	２６，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	２８，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	イ　非住宅建築物（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。以下こ	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する手数料の額、複

	の号及び次号において同じ。）を有しないものをいう。以下この表において同じ。）又は複合建築物（省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合	合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては（ア）又は（イ）及び（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
	（ア）　当該建築物の非住宅部分について省令第１０条第１号イ⑴及び同号ロ⑴の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２２５，０００円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	b　非住宅部分の床面	２７７，０００円（非住宅基準適

	積の合計が３００平方メートルのもの	合証の提出がある場合にあっては、１６，０００円）
	（イ）　当該建築物の非住宅部分について省令第１０条第１号イ⑵及び同号ロ⑵の基準（次号において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	８６，０００円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	b　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１０８，０００円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、１６，０００円）
	（ウ）　当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の床面積の合計が３００平	６７，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、

	方メートル未満のもの	１０，０００円）
	b　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１１４，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	（エ）　当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	b　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５７，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	（オ）　当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	b　住宅部分の床面積	８５，０００円（住宅基準適合証

	の合計が３００平方メートルのもの	等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	⑵　法第５５条第１項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この表において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	
	ア　一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	
	（ア）　当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１７，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	（イ）　当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行	

	う場合 a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	９，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１０，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	（ウ）　当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１３，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１４，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	イ　非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部

		分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては（ア）又は（イ）及び（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
	（ア）　当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分の面積の	２２５，０００円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、１０，０００円）

	うち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が３００平方メートル未満のもの	
	b　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７７，０００円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、１６，０００円）
	（イ）　当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	８６，０００円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	b　非住宅部分の計画の変更に係る部分	１０８，０００円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出が

	の床面積の合計が３００平方メートルのもの	ある場合にあっては、１６，０００円）
	（ウ）　当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	６７，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１１４，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	（エ）　当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）

		b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５７，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
		（オ）　当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
		a　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
		b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	８５，０００円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）

備考

1　この表において「住宅基準適合証等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第５４条第１項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。

2　この表において「非住宅基準適合証」とは、建築物のエネルギー

消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１４条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。

別表第４の３の次に次の２表を加える。

別表第４の４（第２条関係）

建築関係のその４

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料	(1)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下この表において「法」という。）第１１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第５号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第４号までにおいて「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者	
	ア　計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては、（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数

	令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この号から第5号までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この号から第5号までにおいて同じ。）を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この号から第5号までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。）である場合	料の額、共同住宅等にあっては、（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

	（ア）　当該建築物の非住宅部分について省令第１条第１項第１号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合		
	a　非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成２８年政令第８号）第３条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のもの	２２４，０００円	
	b　非住宅部分の床面積の合	２７６，０００円	

		計が３００平方メートルのもの	
		（イ）　当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
		a　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２３，０００円
		b　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	３０，０００円
		（ウ）　当該建築物の非住宅部分について省令第１条第１項第１号ロの基準（以下この表において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
		a　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	８６，０００円
		b　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１０８，０００円
		（エ）　当該建築物の工場等部分についてモデル建物法	

	基準を用いて評価を行う場合 a　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの b　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （オ）　当該建築物の住宅部分（省令第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）について省令第１条第１項第２号イ⑴及び同号ロ⑴の基準（以下この表において「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合 a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの b　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （カ）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１	 １９，０００円 ２６，０００円 ６７，０００円 １１４，０００円

	項第２号イ⑵及び同号ロ⑵の基準（以下この表において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円
	b　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５６，０００円
	（キ）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１項第２号イ⑴及び同号ロ⑵の基準又は省令第１条第１項第２号イ⑵及び同号ロ⑴の基準（以下この表において「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円
	b　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	８５，０００円
	イ　計画の適合性判定を受けよ	

	うとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この号から第５号までにおいて同じ。）の場合	
	（ア）　当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	３４，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	３７，０００円
	（イ）　当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１８，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円
	（ウ）　当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	２５，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	２８，０００円

	⑵　法第１１条第２項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者	
	ア　計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞ

		れに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
	（ア）　当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号及び第４号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が３００平方メー	２２４，０００円

	トル未満のもの b　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７６，０００円
	（イ）　当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２３，０００円
	b　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	３０，０００円
	（ウ）　当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	８６，０００円
	b　非住宅部分の計画の変更	１０８，０００円

	に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （エ）　当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 ａ　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	１９，０００円
	ｂ　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （オ）　当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	２６，０００円
	ａ　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	６７，０００円
	ｂ　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１１４，０００円

	（カ）　当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円
	b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５６，０００円
	（キ）　当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円
	b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	８５，０００円
	イ　計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	

	（ア）　当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１７，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円
	（イ）　当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	９，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１０，０００円
	（ウ）　当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１３，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１４，０００円
	⑶　法第１２条第２項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者	

	ア　計画の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積と

		みなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
	（ア）　当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２２４，０００円
	b　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７６，０００円
	（イ）　当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２３，０００円
	b　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	３０，０００円
	（ウ）　当該建築物の非住宅	

	部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの b　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （エ）　当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの b　工場等部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （オ）　当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの b　住宅部分の床面積の合計	８６，０００円 １０８，０００円 １９，０００円 ２６，０００円 ６７，０００円 １１４，０００円

	が３００平方メートルのもの	
	（カ）　当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円
	b　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５６，０００円
	（キ）　当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円
	b　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	８５，０００円
	イ　計画の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
	（ア）　当該建築物について標準計算基準を用いて評価	

	を行う場合 a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの （イ）　当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの （ウ）　当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの ⑷　法第１２条第３項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を求めようとする者 ア　計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が非住	 ３４，０００円 ３７，０００円 １８，０００円 １９，０００円 ２５，０００円 ２８，０００円 非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有す

	宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	る建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分

		に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
	（ア）　当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２２４，０００円
	b　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７６，０００円
	（イ）　当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２３，０００円
	b　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル	３０，０００円

	のもの （ウ）　当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの b　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （エ）　当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの b　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの （オ）　当該建築物の住宅部	 ８６，０００円 １０８，０００円 １９，０００円 ２６，０００円

	分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	６７，０００円
	b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１１４，０００円
	（カ）　当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円
	b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５６，０００円
	（キ）　当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の計画の変更に	５０，０００円

	係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	
	b　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	８５，０００円
	イ　計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
	（ア）　当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１７，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円
	（イ）　当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	９，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１０，０００円
	（ウ）　当該建築物について仕様・計算併用法基準を用	

	いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１３，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１４，０００円
	⑸　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１３条の規定に基づく計画の変更が同令第５条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者	
	ア　書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から

		（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
	（ア）　当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の計画の軽微	２２４，０００円

	な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が３００平方メートル未満のもの	
	b　非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７６，０００円
	（イ）　当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２３，０００円
	b　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合	３０，０００円

	計が３００平方メートルのもの	
	（ウ）　当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a　非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	８６，０００円
	b　非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１０８，０００円
	（エ）　当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	１９，０００円
	b　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２６，０００円

	（オ）　当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	６７，０００円
	b　住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１１４，０００円
	（カ）　当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円
	b　住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５６，０００円
	（キ）　当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	

	a　住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円
	b　住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	８５，０００円
	イ　書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
	（ア）　当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１７，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円
	（イ）　当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	９，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１０，０００円
	（ウ）　当該建築物について	

	仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１３，０００円
	b　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１４，０００円
	⑹　法第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第８号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第８号において「計画の認定」という。）を受けようとする者	
	ア　申請建築物（法第２９条第３項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合	
	（ア）　計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはａ又はｂに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の認

	外の住宅で非住宅部分（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有しないものをいう。以下この号及び次号において同じ。）又は複合建築物である場合	定を受けようとする場合に限る。）にあってはｃからｅまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはａ又はｂ及びｃからｅまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
	ａ　当該建築物の非住宅部分について省令第１０条第１号イ⑴及び同号ロ⑴の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	(a)　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２２４，０００円（非住宅誘導基準適合証（法第１４条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判

		定機関が作成した法第３０条第１項各号（法第３１条第２項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	（b）　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７６，０００円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、１６，０００円）
	b　当該建築物の非住宅部分について省令第１０条第１号イ⑵及び同号ロ⑵の基準（次号において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	（a）　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	８６，０００円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	（b）　非住宅部分の床面	１０８，０００円（非住

	積の合計が３００平方メートルのもの	宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、１６，０００円）
	c　当該建築物の住宅部分について省令第１０条第２号イ⑴及び同号ロ⑴の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	（a）　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	６７，０００円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第３５条第１項各号（法第３６条第２項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、１０，０００円）

	(b)　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１１４，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	d　当該建築物の住宅部分について省令第１０条第２号イ⑵及び同号ロ⑵の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	(a)　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	(b)　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５６，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	e　当該建築物の住宅部分について省令第１０条第２号イ⑴及び同号ロ⑵の基準又は省令第１０条第２号イ⑵及び同号ロ⑴の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計	

	算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	（a）　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	（b）　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	８５，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	（イ）　計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
	a　当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	（a）　住宅部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	３４，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	（b）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	３７，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	b　当該建築物について誘導	

	仕様基準を用いて評価を行う場合	
	（a）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１８，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	（b）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	c　当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	（a）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	２５，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	（b）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	２８，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、５，０００円）
	イ　他の建築物（法第２９条第３項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物１棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額

		を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額
	(7)　法第３１条第１項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	
	ア　計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）	当該変更する建築物１棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
	（ア）　当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては c から e

		までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
	a　当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	(a)　非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変	２２４，０００円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、１０，０００円）

		更に係る部分の床面積の合計」という。）が３００平方メートル未満のもの	
		（b）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７６，０００円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、１６，０００円）
		b　当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
		（a）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	８６，０００円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
		（b）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１０８，０００円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、１６，０００円）
		c　当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
		（a）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方	６７，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、１

	メートル未満のもの	０，０００円）
	（b）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	１１４，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	d　当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
	（a）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	３２，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	（b）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	５６，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、２０，０００円）
	e　当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	（a）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	５０，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、１０，０００円）
	（b）　住宅部分の計画の変更に係る部分の床面	８５，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出が

	積の合計が３００平方メートルのもの	ある場合にあっては、２０，０００円）
	（イ）　当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
	a　当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	（a）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１７，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	（b）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１９，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	b　当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
	（a）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	９，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	（b）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１０，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）

	c　当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	(a)　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１３，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	(b)　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１４，０００円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、３，０００円）
	イ　計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの場合を除く。）	当該追加する建築物１棟ごとに、第６号のアの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額
	ウ　計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合	当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額
	(8)　法第３０条第２項（法第３１条第２項において準用する場合	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変

	を含む。）の規定に基づく建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第１１条及び第１３条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第１１条及び第１３条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第１１条及び第１３条の規定の例により算出した額）

別表第４の５（第２条関係）

建築関係のその５

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向	⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。この表において「建築物省エネ省	

上等に関する法律の適合状況審査及び検査に係る手数料	令」という。）第２条の規定が適用される建築物（同条第１項第２号若しくは第３号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（この表において「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項若しくは第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（同法第１８条第２項若しくは第３０条第８項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（この表において「都市低炭素化法」という。）第１０条第９項若しくは第５４条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第６条第１項の規定に基づく建築確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査を受けようとする者 ア　建築確認又は審査を受	

	けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
	（ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの	１３，０００円
	（イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの	１４，０００円
	イ　建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。次号において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。）の場合	
	（ア）　住宅部分の床面積	２３，０００円

	の合計が３００平方メートル未満のもの	
	（イ）　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	３６，０００円
	⑵　建築物省エネ省令第２条の規定が適用される建築物で、法第６条第１項の規定に基づく建築確認若しくは法第１８条第３項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第１１条第１項若しくは第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（同法第１８条第２項若しくは第３０条第８項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第１０条第９項若しくは第５４条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者	

	ア　検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	５，０００円
	イ　検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合	
	（ア）　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	１０，０００円
	（イ）　住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２０，０００円
	ウ　検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分を除く。以下この号において同じ。）を有する場合	
	（ア）　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	１０，０００円
	（イ）　非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以上のもの	１６，０００円
	エ　イ及びウのいずれにも該当する場合	イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

備考

１　この表において「法」とは、建築基準法をいう。

第２条　大田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第２条関係）

建築関係

<table>
<tr><td colspan="4">種類</td><td>単位</td><td>金額</td></tr>
<tr><td rowspan="6">１　法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請</td><td colspan="2" rowspan="4">⑴　床面積の合計（⑵に掲げる場合を除く。）</td><td>３０m^2以内</td><td>１件につき</td><td>８，６００円</td></tr>
<tr><td>３０m^2を超え１００m^2以内</td><td>１件につき</td><td>１５，６００円</td></tr>
<tr><td>１００m^2を超え２００m^2以内</td><td>１件につき</td><td>２４，７００円</td></tr>
<tr><td>２００m^2を超え３００m^2以内</td><td>１件につき</td><td>２６，９００円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">⑵　法第８７条の４の昇降機の設置を含む場合</td><td>ア　昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）</td><td>１基につき</td><td>⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に２３，４００円を加算した額</td></tr>
<tr><td>イ　確認又は審査を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合</td><td>１基につき</td><td>⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に１４，３００円を加算した額</td></tr>
<tr><td>２　構造計算適合性判定を要する法第６条第１項の規定</td><td>構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受け</td><td>床面積の合計</td><td>３００m^2以内のもの</td><td>１件につき</td><td>１の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に１６１，０００円</td></tr>
</table>

に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請	たプログラムによるもの				を加算した額
	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの	床面積の合計	３００ｍ^{2}以内のもの	１件につき	１の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に２１３，０００円を加算した額
３　法第８７条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請	⑴　建築設備を設置する場合（⑵に掲げる場合を除く。）			１の建築設備につき	２３，４００円
	⑵　確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合			１の建築設備につき	１４，３００円
４　法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に	⑴　床面積の合計（⑵に掲げる場合を除く。）		３０ｍ^{2}以内	１件につき	１４，０００円
			３０ｍ^{2}を超え１００ｍ^{2}以内	１件につき	２１，０００円
			１００ｍ^{2}を超え２００ｍ^{2}以内	１件につき	３２，０００円

基づく検査申請		２００ｍ^{2}を超え３００ｍ^{2}以内	１件につき	４１，０００円
	⑵　完了検査を受けようとする建築物が、法第７条の３第１項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第１８条第２９項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この表において「中間検査を受けた場合」という。）	３０㎡以内	１件につき	１３，０００円
		３０㎡を超え１００㎡以内	１件につき	２０，０００円
		１００㎡を超え２００㎡以内	１件につき	３０，０００円
		２００㎡を超え３００㎡以内	１件につき	４０，０００円
	⑶　法第８７条の４の昇降機の設置を含む場合		１基につき	⑴の区分（中間検査を受けた場合にあっては、⑵の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額に３７，０００円を加算した額
５　法第７条の３第１項の規定に	床面積の合計	３０㎡以内	１件につき	１２，９００円
		３０㎡を超え１００	１件につ	１９，６００

基づく中間検査又は法第１８条第２９項の規定に基づく検査申請		㎡以内	き	円
		１００㎡を超え２００㎡以内	１件につき	２９，７００円
		２００㎡を超え３００㎡以内	１件につき	３８，５００円
６　法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請			１の建築設備につき	３７，０００円
７　法第８８条第１項又は第２項において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査申請	⑴　工作物を築造する場合（⑵に掲げる場合を除く。）		１の工作物につき	１７，７００円
	⑵　確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合		１の工作物につき	１１，１００円
８　法第８８条第１項又は第２項において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項の規定に基づく検査申請			１の工作物につき	３０，０００円
９　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１８条第３８項第１号若しくは第２号（法第８７条の４又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請			１件につき	１２０，０００円
１０　法第４３条第２項第１号の規定に基			１件につ	２７，３００

づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請		き	円
１１　法第８５条第６項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請		１件につき	１２０，０００円
１２　法第８６条第１項の規定に基づく１団地の建築物（２以上の構えを成すものにあっては、総合的設計によって建築等をするものに限る。）の特例の認定申請	(1)　建築物の数が２以下である場合	１件につき	７８，３００円
	(2)　建築物の数が３以上である場合	１件につき	７８，３００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額
１３　法第８６条第２項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請	(1)　建築物（既存建築物を除く。）の数が１である場合	１件につき	７８，３００円
	(2)　建築物（既存建築物を除く。）の数が２以上である場合	１件につき	７８，３００円に１を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額
１４　法第８６条の２第１項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の	(1)　建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数が１である場合	１件につき	７８，３００円
	(2)　建築物（新築又	１件につ	７８，３００

増築等の認定申請	は増築等に係るものに限る。）の数が２以上である場合	き	円に１を超える建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額
１５　法第８６条の５第１項の規定に基づく１の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請		１件につき	６，４８０円に現に存する建築物の数に１２，０００円を乗じて得た額を加算した額
１６　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下この表において「政令」という。）第１３７条の１２第６項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		１件につき	２７，３００円
１７　政令第１３７条の１２第７項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		１件につき	２７，３００円

備考

１　この表において「法」とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）をいう。

２　この表の１の部の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定

する。
ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積
イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
ウ　建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１
エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１

３　この表の２の部の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。

４　この表の４の部の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年７月１日から施行する。

大田市条例第２０号

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例（平成２４年大田市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第３条及び第４条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第３条　法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

⑴　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校（次号において

「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑺　５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑻　第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑼　外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑽　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑾　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第４条　法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

⑴　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工

学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了し後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については１年６月以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については２年６月以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については２年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については３年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　前条第１号、第３号及び第５号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第１号に規定する学校の卒業者については２年６月以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については３年６月以上、同条第５号に規定する学校の卒業者については４年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ

ぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

⑺　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑻　建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大田市条例第２１号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大田市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年大田市条例第２２６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００円」を「１２，９００円」に、「１３，３５０円」を「１３，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に、「１０，８００円」を「１１，３００円」に、「１１，６５０円」を「１２，１００円」に、「９，１００円」を「９，７００円」に、「９，９５０円」を「１０，５００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大田市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大田市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

大田市条例第２２号

大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１７年大田市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団

員については、なお従前の例による。

大田市条例第２３号

大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成１７年大田市条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表温泉津図書館の項を削る。

第４条第６号中「公民館」を「大田市まちづくりセンター」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、令和７年７月１日から施行する。

大田市条例第２４号

　　　大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

　大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２６年大田市条例第６号）の一部を次のように改正する。

　第７条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

　第９条第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

　第１１条第２項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

　第１８条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

　　　附　則

　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第７条第２項の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

大田市条例第２５号

大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例（平成１７年大田市条例第１６１号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大田市条例第２６号

大田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年大田市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「以下「情報公開条例」」を「第２０条において「情報公開条例」」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項本文中「及び第２９条」を削り、同項の表中「番号利用法第２条第９項」を「番号利用法第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下「個人情報ファイル簿」」を「第３項において「個人情報ファイル簿」」に、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条、第５４条及び第５５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条第４項の改正規定、同条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分に限る。）、第１２条第５項の改正規定（「及び第２９条」を削る部分に限る。）並びに第１７条第１

項各号列記以外の部分及び第２項第１号ア、第１８条第１項及び第２項、第２７条第２項、第３１条第２項、第３２条第３項、第３８条第１項及び第２項、第３９条第３項並びに第４８条の改正規定は公布の日から、第５３条、第５４条及び第５５条の改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　第５３条、第５４条及び第５５条の改正に係るこの条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。